明治初期金本位制の性格

――造幣寮の新貨条例改正案の分析を中心に

はじめに

析することにある。初期幣制改革期における金本位制の特質と金銀複本位制への移行を分初期幣制改革期における金本位制の特質と金銀複本位制への移行を分本稿の課題は大隈文書所収の造幣寮関係史料の分析を通じて、明治

貿易通貨の採用のため金銀複本位制が採用さることとなったとされる。制を採用している東洋諸国内では例外的な位置にあり、東洋におけるされ、その性格が分析されてきた。例えば貨幣史の通説を記しているされた金本位制は一円銀を含み、「実質的には金銀複本位制に近かっされた金本位制は一円銀を含み、「実質的には金銀複本位制に近かっされた金本位制は一円銀を含み、「実質的には金銀複本位制に近かっされた金本位制は一円銀を含み、「実質的には金銀複本位制に近かっされ、その性格が分析されてきた。例えば貨幣史の通説を記して強調期を採用している東洋諸国内では例外的な位置にあり、東洋における。本位制については貨幣史の概説、大蔵省・造幣寮などの団明治初期の幣制については貨幣史の概説、大蔵省・造幣寮などの団明治初期の幣制については貨幣史の概説、大蔵省・造幣寮などの団

存在したことを指摘している。しているが、金銀複本位制の背景については急激な銀安と金貨流出がしているが、金銀複本位制の背景については急激な銀安と金貨流出が岡田俊平も新貨条例は「実質的には金銀複本位制の性格をもつ」と評

しかし意外なことに、既存の研究では明治初期の金本位制の性格やそれに対する具体的動向については実証的に明らかにされてこなかっそれに対する具体的動向については実証的に明らかにされてこなかった。金銀複本位制へと移行するという結果が分かっている故に、新貨から、一円銀の国内流通が認められ金銀複本位制が採用された明治田本が意図的に採用した金本位制の特質が十分に分析されてきたとは言いがは見落とされてきた。金本位制が採用された明治四年(一八七一)から、一円銀の国内流通が認められ金銀複本位制が採用された明治田本がら、一円銀の国内流通が認められ金銀複本位制が採用された明治十一年(一八七八)までの約七年間には本位制に関わる大きな変化が内で(「八十八)」までの約七年間には本位制に関わる大きな変化が内では見落とされている。

福田真人

明治前期造幣局長官一覧 表1

任命時期 役職 人物 明治2年2月24日 造幣局知事 下山尚 明治2年3月13日 造幣局知事 井田譲 明治2年3月14日 造幣局判事 久世喜弘 明治2年8月18日 造幣頭 井上馨 明治2年10月10日 造幣頭 井上勝 明治3年5月3日 造幣頭 井上馨 明治3年9月27日 造幣権頭 馬渡俊邁 明治3年11月12日 造幣頭 馬渡俊邁 明治3年11月 造幣権頭 遠藤謹助 明治4年8月5日 造幣頭 伊藤博文 明治4年8月6日 造幣権頭 馬渡俊邁 明治5年2月 造幣頭 井上馨 明治5年4月8日 造幣権頭 益田孝 明治6年6月30日 造幣権頭 遠藤謹助 明治6年7月12日 造幣寮四等出仕 長谷川方省 明治7年7月27日 造幣権頭 石丸安世 明治10年1月11日 造幣局長 石丸安世 明治13年3月16日 造幣局副長 大野直輔 明治14年11月11日 造幣局長 大野直輔 明治14年11月16日 造幣局長 遠藤謹助 明治17年5月21日 造幣局長 遠藤謹助 明治19年5月12日 造幣局技監 遠藤謹助 造幣局事務長 明治19年5月13日 造幣局事務次長 長谷川為治 明治20年12月24日 造幣局長 遠藤謹助 明治20年12月25日 造幣局次長 長谷川為治

〔出所〕大蔵省造幣局『造幣局沿革誌』、1921年、 59-60頁

分析の中心となる造幣寮の新貨条

造幣規則案に対しては、

詳しくは後述するが、

特に本稿の

深めることができると期待される。 慮することで、史料の理解をより 料の内容だけではなく性格にも配 についても留意して分析する。

の見解を分析しているという点においても本研究の意義がある。 いての構想は、 について分析を加える。 分析することで、この課題を克服し、新貨条例の金本位制とその移行 かったことがある。 初期の本位制について論じた史料が乏しく、 先行研究で初期金本位制の具体的状況が判明しなかったのは、 分析の対象となるのは主に早稲田大学図書館に所蔵されている大隈 先行研究ではほとんど明らかになっておらず、 本稿では、当該期の造幣を担った造幣寮の意図を なお新貨条例成立後の造幣寮の貨幣制度につ 具体的状況が判然としな 造幣寮

書群である

量に残されており、 私文書ではあるが、 重信関係文書

(以 下、

「大隈文書」と呼称する)である。

明治初期の貨幣政策・金融政策関連の公文書が大 本稿の課題を明らかにする上では非常に優れた文

大隈文書は 明 治 する。そして第三節では造幣寮案の内容面に対する考察を行う。 隈文書に所収されている造幣寮の新貨条例・造幣規則案について伝 明治初期幣制と造幣寮について概観する。 厳格な金本制を志向した内容について論じる。 の法令であった新貨条例・造幣規則と造幣寮案の差異に留意しながら、 や様式、及び関連史料を検討することによってその性格について考察 の政治状況や前後の経緯の分析、 本稿は以下の四節から成る。 造幣寮案の意義と挫折の背景を明らかにする。 まず第一節では、本位制を中心とする 理論的考察などを行うことによ 次いで第二節において、 最後に第四節では、

評価することを目指す。

大

の位置づけを修正しその意義を再

れを伝来や様式などの側面も活 研究の年代比定に疑問があり、

して修正することによって、

2

史

なお本稿では史料の伝来や様式

近代初期幣制と造幣

いて概観しておく。 本節では本論に入る前提として、本位制を中心に明治初期幣制につ

寮である。 して貨幣鋳造技術の導入が図られた。このために設立されたのが造幣して貨幣鋳造技術の導入が図られた。このために設立されたのが造幣ためには品位の安定した貨幣が不可欠であったため、西洋機械を輸入「円・銭・厘」の十進法の採用を決定した。さらに、貨幣制度安定の明治政府は新貨幣を円形とすることとし、また貨幣単位として

開催され、貨幣鋳造が本格化していった。 長崎では元治元年(一八六四)の時点で、香港から鋳造機械を輸入 が計画され、明治元年(一八六八)八月下旬には購入した香港の する長崎奉行所の計画が存在していた。その後新政府によっても機械 する長崎奉行所の計画が存在していた。その後新政府によっても機械 する長崎奉行所の計画が存在していた。 では元治元年(一八六四)の時点で、香港から鋳造機械を輸入 長崎では元治元年(一八六四)の時点で、香港から鋳造機械を輸入

たしたことで知られている。特に元香港造幣局長キンドルは明治初期の日本幣制に重要な役割を果造幣寮はお雇い外国人が多数存在したのがその重要な特徴であった。に造幣局が設置され、同年七月八日には大蔵省所属の造幣寮となる。政治制度の面からは、明治二年(一八六九)二月五日には太政官中

この点については大隈重信・井上馨・伊藤博文らを中心に、金貨を補この点については大隈重信・井上馨・伊藤博文らを中心に、金貨を補この案に東洋銀行のロベルトソンやキンドルは同意し、金銀複本位制が検討され、当時の欧米諸国の金本位制採用の潮流を知り、米ていた伊藤博文は、当時の欧米諸国の金本位制採用の潮流を知り、米工から金本位制採用を建議した。これを受けて大蔵省内では金銀複本位制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位に制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位に制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位に制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位に制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位に制が検討され、最終的に明治四年(一八七一)四月二日には金本位に対する。

したものであった。 と解析に明治四年(一八七一)五月一○日に新貨条例 したものであった。 したものであった。 と解析に明治四年(一八七一)五月一○日に新貨条例 したものであった。

円銀は名前の通り一円の価値を持つ銀貨であるが、それ自体が本位貨(宮) しかしこの金本位制は一円銀という例外的貨幣を内包していた。一

新貨条例・浩弊規則の主な推移

衣 2 机貝米内、坦	市が別り上で推修
明治4年1月頃	銀本位制に基づく新貨条例草案作成
明治4年5月10日	新貨条例・造幣規則布告
明治5年11月14日	銀貨の銀含有量の増加を布告
明治6年5月頃	造幣寮内で新貨条例・造幣規則改正案作成
明治 6 年12月19日	外国人への支払いを金貨から 一円銀で行うように造幣規則改正
明治7年2月17日	地金受取禁止期間を定め、造幣規則を改正
明治8年2月28日	一円銀の銀含有量の増加させ貿易銀と改称
明治8年6月25日	新貨条例を貨幣条例と改称
明治11年5月27日	一円銀の無制限通用を許可、金銀複本位制を採用

〔出所〕本文を参照

は、

いた一円銀に無制限通用が認められ、法的には金銀複本位制が採用さ 位制が採用されることとなったとされている。 は例外的な位置にあり、 五月二七日の布告によって、これまで開港場に流通が限定されて 東洋における貿易通貨の採用のため金銀複本 用している東洋諸国内で 明治一一年 (一八七

れたのである

用通貨として鋳造され、 条例では一円銀は貿易専 とは異なっている。 う点で、通常の補助貨幣 準単位となっているとい 幣のように一円の価値基

用制限が存在したため、 限定された。こうした通 国内での流通は開港場に

円銀は本位貨幣とは認 金本位制を採用したと

通説的には日本の金本位 められず、新貨条例は原 評価されるのである。 しかし先述したように、 通常銀本位制を採

造幣寮の「改正新貨条例草案」の位置

本稿の主眼となる。まず草案の性格を分析しよう。 二五、以下「草案」と呼称する)が含まれており、 大隈文書には「改正新貨条例草案」と表紙に記された簿冊 この史料の分析が A 七

案は造幣寮内で作成されたものであると推定される。 紙に記されている。造幣寮罫紙は通常造幣寮内で作成されたため、 の五つから構成され、基本的には新貨条例・造幣規則と同様の構造を のである。 している。付表を除く部分は造幣寮罫紙に記述されており、 草案は古典籍データベースの画像ファイルが二四頁に及ぶ長大なも 大別すれば前文・新貨幣例目・付表・通用制限・造幣規則 付表は白 草

る。 前後の罫紙が同一と見られる上、 あるため、 れているため、草案を「二種の資料が綴合されたもの」と推察してい た「新金銀貨中寸法量目の改正」(詳しくは後述) は草案を新貨条例の草案と推定しつつ、造幣寮罫紙が利用されていな の内容面に整合性があることを勘案しても、本稿では草案はまとまっ い付表部分について、 た一点の史料であると推定している。 草案については岡田俊平が大隈文書の解題の中で触れている。 しかし造幣寮罫紙が利用されていない部分は図表が中心の部分で 罫紙を利用していないことはむしろ当然である。 明治五年(一八七二)一一月一四日に公布され 後述するように付表部分と罫紙部分 後の純銀量が記さ 付表部分 圌

(一八七二) 一一月一四日以降に作成されたことになる。 岡田が草案 よれば罫紙部分以外は新貨条例成立前に書かれ、 .時に重要な問題となるのは草案の作成時期の推定である。 野紙部分は明治五 岡田に

七一)五月という表現が存在するためだと考えられる。を新貨条例の草案と推定した根拠はおそらく草案中に明治四年(一八

たと推察される。
法令の基本的な理念について論じている前文においては、表記のゆたと推察される。

も史料の作成年代を意味しないことを確認したい。下では法令(及びその草案)を三例分析し、こういった表記が必ずし一)五月に作成されたとは限らないというのが本稿の主張である。以しかしこの表記から必ずしも草案の罫紙部分が明治四年(一八七

草案に記録することは当時行われる可能性が少なくないのである。 にのていたはずである。しかし草案内では「辛未(明治四年―引用者に、二月」という表現がなされている。新貨条例の布告を明治四年に一八七一)一月に銀本位制に基づく新貨条例草案を太政官に伺っている。 とがし 一月に銀本位制に基づく新貨条例草案を太政官に伺っている。 まず分析するのは新貨条例の草案である。 大蔵省は明治四年(一八年))

不十分さを改めるため、明治七年(一八七二)以降の郵便規則の改正一七月の第四一一号布告であり、ここでは郵便規則の規則及び罰則のて重視すべきは、郵便規則は新貨条例改正案と類似の構造を持っていと呼ぶべき重要な法令で、極めて長大な構成をしている。本稿においと呼ぶべき重要な法令で、極めて長大な構成をしている。本稿におい次に確認するのは郵便規則である。郵便規則は近代の郵便の基本法

卿大隈重信が太政官に伺う形で改正がなされた。案を定めている。当時郵便は大蔵省の管轄業務であり、本改正は大蔵

過去の時点が草案に記されている可能性は高かったと思われる。
の末尾に年月が記されているが、これは新貨条例と同様の構造り、この末尾に年月が記されているが、これは新貨条例と同様の構造り、この末尾に年月が記されているが、これは新貨条例と同様の構造り、この末尾に年月が記されているが、これは新貨条例と同様の構造り、この末尾に年月が記されているが、これは新貨条例と同様の構造り、この末尾に年月が記されている可能性は高かったと思われる。

て内容的に大幅な改正はない。 類似の事例として貨幣条例を挙げることができる。貨幣条例は新貨 類似の事例として貨幣条例を挙げることができる。貨幣条例は新貨 類似の事例として貨幣条例を挙げることができる。貨幣条例は新貨 類似の事例として貨幣条例を挙げることができる。貨幣条例は新貨

により、 になっている可能性があることを示している。このように貨幣に限 である。前文の内容も同一であり、このような改正の場合は年月表記 の事例も郵便条例と同様に、草案に記述されている年代が作成年代以 の事例も郵便条例と同様に、草案に記述されている年代が作成年代以 の事例も郵便条例と同様に、草案に記述されている年代が作成年代以 の事のままであり、新貨条例と同一 になっている可能性があることを示している。このように貨幣に限 の事のままであり、新貨条例と同一 になっていることは珍しくなかった。 表 3 明治 4 年(1871)~ 8 年(1875)における造幣寮の休日を除く地金受取中止期間

表 3 明治 4 年 (18	71)~8年(1875)	における	造幣寮の休日を除く地金受取中止期間
受入中止開始	受入再開	対象	理由
明治 4 年10月25日	不明	銀地金	機械破損
明治5年6月10日	明治5年10月20日	地金	鋳造能力超過、新機械落成まで中止
明治6年9月16日	明治6年11月30日	地金	不明
不明	明治7年3月16日	銀地金	不明
明治7年9月1日	明治7年11月15日	地金	造幣規則通り
明治8年6月16日	明治8年8月15日	地金	造幣規則通り
< 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	11 A F 1 (=1)		

出所〕『貨政考要 法令編』(註24)、61・64・66・69・71‐72・92‐94頁

するものではなく、

岡田の解釈の

大隈重信宛の井上馨書簡では以下のように指摘されている。(31)れる。例えば明治四年(一八七一、引用者による推定)三月七日付のれる。例えば明治四年(一八七一、引用者による推定)三月七日付の

6。且亦千七百ミルカラニムの割合如草稿物も御手元江差出し候歎に過日差出し置候キントルより申立候造幣規則書、此者江御附与奉祈

成された史料である可能性が高い。 らちょったるため、草案は貨幣条例以前に作 ここでは題は「改正新貨条例」となってい 白。 白覚問、

頃まで草案が作成された可能性が 貨条例起草期から貨幣条例成立期 実証は草案の作成年代を直接推定 あることが示された。無論以上の は限らないことを確認できた。新 が必ずしも作成年代と一致すると 以上の実証から草案の年代表記 官宛上申では、以下のように述べられている。(22) の交渉を担当していた。例えば明治四年五月七日の大蔵省による太政 に明治四年(一八七一)頃には新貨条例・造幣規則について諸外国と 書内に伝来した可能性が高い。大隈は大蔵省内の有力者である上、 らちょっと拝借したいと願い出ている。 公文書を、 公文書、特に草案のように造幣寮から大蔵省に提出されたとみられる 「造幣規則書」は大隈個人が管理していた。この事実から造幣関係 ここではキンドルから差し出された「造幣規則書」を井上が大隈 大隈個人が管理し、結果としてそういった公文書が大隈文 つまり基本的にはキンドルの

造幣ノ儀ニ付、兼テ伺済ノ趣(金本位制採用願い―引用者註)ヲ 造幣ノ儀ニ付、兼テ伺済ノ趣(金本位制採用願い―引用者註)ヲ 通決定イタシ候 にこから大隈が横浜で各国公使と貨幣制度について交渉していたここから大隈が横浜で各国公使と貨幣制度について交渉していたここから大隈が横浜で各国公使と貨幣制度について交渉していたことを知ることができる。このような諸外国との交渉のためにも造幣関係の公文書管理の必要性は高く、「造幣規則書」は大隈の下で管理されていたとみられる。

案の内容の分析や関連史料の分析

り直接的な時期推定には詳細な草誤りを実証したわけでもない。よ

七三七、以下「申諜書」と呼称する)である。内に所収されている「新貨幣条例改正並計算方法伝習申諜書」(A一内に所収されている「新貨幣条例改正並計算方法伝習申課書」(A一ち重要な史料を以下では検討しよう。その対象となるのは、大隈文書あったことが確認された。これを前提に草案の性格の推定のために最い上のように一般的に造幣関係の文書が大隈個人に残される傾向が以上のように一般的に造幣関係の文書が大隈個人に残される傾向が

申諜書は三種の史料が合綴されたものである。二番目の史料は造幣

為其。

匆々拝

双方共に御詮義被成下候而鳥渡拝借奉祈候。

表 4 一円銀貨鋳造高 (単位は円)

銀廃止の二点である。

致している。

評価してよい。

いたことも史料中に指摘があるため、

)案は造幣権頭益田孝の名前で出されており、

れ

「五月二九日」、「六年五月九日」*、*

幣寮罫紙、

方法についての伺書である。

権頭益田孝が大蔵本省の井上馨大蔵大輔

年代	一円銀	貿易銀
明治4年	2740245	
明治5年	944804	
明治6年		
明治7年	942006	
明治8年上半期	139323	38351
明治8年度		124417
明治9年度		2424574
明治10年度		436585
明治11年度	1878984	32711
明治12年度	3306181	

〔出所〕前掲『造幣局沿革誌』、127頁

外国貨幣受取に関

品位不明の地金

する第五条の規定

は造幣規則中には

方法改正について

貨幣であっても、 があるが、 幣規則は外国金銀 則と不整合になっ ていたという。 英文規 造

澤栄一に宛てた新貨条例改正についての伺書であり、第三の史料は造 稿の議論にとって重要なのはこの内第一の史料と第二の史料である。 省での決済を記している。用紙は一番目からそれぞれ大蔵省罫紙、 幣寮の益田孝・三島為嗣が大蔵本省の大隈重信事務総裁に宛てた計算 まず造幣寮の新貨条例改正案を記した第二の史料を分析しよう。 普通の和紙となっている。同様に日付は一番目からそれぞ 改正案の主張の骨子は貨幣・地金受取方法改正と一円 この二点の主張は後述するように草案の内容と 一番目の史料は二通の伺書に対する大蔵 「五月一六日」となっている。 造幣寮を代表する構想であると (当時造幣頭を兼任) キンドルの同意を得て 及び渋 本 この理由は第一に当時補助貨幣が十分に供給されておらず、国内流動 表三から推察するに、少なくとも明治五年(一八七二)の六月以降、 銀を廃止したいと申諜書では指摘している。表四によれば明治六年に 以降一円銀の製造を中止しているが、それで問題がなかったため一円 されていなかった。さらに持ち込んだ貨幣の品位が不明であると外国 められているのに対し、英文規則の規定では受取の拒否が十分に規定 試験の結果品位が不適当なものに対しては受取を拒否できることが定 性に障害が生じることを懸念したことにあり、 によれば、 分にできなかった。この点を改正したいとしたのである 人には納得させ難く、 円銀を製造していなかったと思われる。また別の大隈文書中の史料(🕄 円銀は鋳造されておらず、この指摘が事実であることを支持する。 円銀廃止については明治五年(一八七二)に機械が破損し、 同年三月以降には一円銀の鋳造は停止されたとしている。 鉄屑を含んだ貨幣などの贋金などへの対処が 第二に一円銀が

それ

らには大隈重信の下に伝達されたとみられる。 書と「新貨条例草案」は明治六年(一八七三)五月下旬に大蔵省、 史料である。ここでは造幣権頭、 いては 宗光は地金・貨幣受取規則の改正に同意し、また、一 れていたことが指摘されている。 し出され、 この建議に対する大蔵省の対応を示しているのが、 「総裁之決ニ寄り処分すべし」と記している。このように申諜 特に新貨条例草案は総裁、すなわち大隈重信の下へ伝えら すなわち益田孝から二通申諜書が差 この建議に朱書でコメントした陸奥 円銀の廃止につ 申諜書の第一 の

一岡田と異なる推定である。実証は後述となるが、内容面からの年代 ここで記されている「新貨条例草案」 が草案であるというの が

貨幣 地金受取

金貨ニ抵抗障礙アルヲ恐」れたからであった。

「本位

と伝えられ、結果的に大隈文書に残存することになった。出された草案は、さらに当時珍しくなかったと思われるが大隈個人へ月頃に造幣寮で作成されたと推定されるのである。そして大蔵省へ提ていることは決定的である。すなわち草案は明治六年(一八七三)五推定からも矛盾しない上、端的にいって草案と申諜書の内容が一致し

造幣寮の新貨条例・造幣規則変更案は大蔵省内で廃案にされたと考え造幣寮の新貨条例・造幣規則変更案は大蔵省内で廃案にされたと考え文録」から見る限り大蔵省から太政官に伺った形跡すらない。従ってしかしこの草案が結果的に法案として実現された形跡はなく、「公

三.造幣寮の「改正新貨条例草案」の内容

を中心に以下で分析を加える。 本稿では草案の内容について、実際の新貨条例・造幣規則との異同

なっている。草案には見られないのは以下の部分である。まず新貨幣例目については、草案は全四条、新貨条例は全五条と

両ノ千分一即チ永一文ト相当ルベシ。十分一即チ永百文、一銭ハ一両ノ百分一即チ永十文、一厘ハ一文ニ充ツベシ。故ニ五十銭ハ二分即チ永五百文、十銭ハ一両ノ一、新貨幣ト在来通用貨幣トノ価格ハ一円ヲ以テ一両即チ永一貫

くなり、削除されている。 じである。貨幣条例では、当該部分は新貨幣の充足と共に必要性がな先述した明治八年(一八七五)六月の貨幣条例で削除された部分と同すなわち新貨幣と旧貨幣の対応部分が草案では見られない。これは但シ二十円十円二十銭五銭半銭モ皆同様ノ割合タルベシ。

さらに「厘ヨリ以下ハ別ニ鋳造ノ貨幣ナシト雖トモ、若シ計算ヲ要さらに「厘ヨリ以下ハ別ニ鋳造ノ貨幣ナシト雖トモ、若シ計算ヲ要さらに「厘ヨリ以下ハ別ニ鋳造ノ貨幣ナシト雖トモ、若シ計算ヲ要さらに「厘ヨリ以下ハ別ニ鋳造ノ貨幣ナシト雖トモ、若シ計算ヲ要さらに「厘ヨリ以下ハ別ニ鋳造ノ貨幣ナシト雖トモ、若シ計算ヲ要とができよう。

ことができる。

と現実的に旧貨幣との連続性を重視する新貨条例という特徴を見出する。以上の違いからは新貨幣による理念的な貨幣体系を重視する草案と現実的に旧貨幣との連続性を重視する前代のように思われず かっぱいからは新貨幣の充足というよりは、旧貨幣の価値基前者の変更もおそらく新貨幣の充足というよりは、旧貨幣の価値基

付表部分については以下の二点が重要である。

た。特に補助銀貨については銀含有量を増加することを決定した。こた。特に補助銀貨については銀含有量を増加することを決定した。ここから岡田が付表部分の作成年代が別であると推定している。これは明治五年(一八七二)一一月一四日に公布された「新金銀貨中寸法量目の改正」を指しているが、この草案がこれ以降に起草されたという解釈を支持している。この改鋳では、技術的に貨幣の磨耗を防ぐため直径を削減し、厚さを増すように新貨幣の形状を変更することとしめ直径を削減し、厚さを増すように新貨幣の形状を変更することとしめ直径を削減し、厚さを増すように新貨幣の形状を変更することを決定した。こ

貨幣の信用のため銀の含有量を増加させることにしたのである。 ぎる見込みになっていたことが挙げられる。鋳造高が少ないうちに、 の背景には新補助銀貨の銀の含有量が少なく銀貨の改鋳利益が大きす

一年(一八七八)一一月に旧一円銀に戻すことを決定する。なおこのら詳細は省くが、結果的には貿易銀は十分に流通せず、政府は明治一 増加は草案には記されてはいない。この事実は草案がこれ以前に起草(窒) 他方明治八年(一八七五)二月二八日に実施された銀貨の銀含有量 改正を主導したのも大隈重信であった。 清などの諸外国で貿易銀の流通を促進することにあった。しかしなが められ、 された可能性を示している。この改鋳では一円銀は貿易銀と名称を改 二〇グレイン(二七・二一六グラム)に増加した。この改鋳の意図は 銀の含有量は四一六グレイン(二六・九五七グラム)から四

る。 説明することは困難といわざるをえない。 ように付表のみが別の時期に作成されたと仮定すれば、この一貫性を 第二に草案では一円銀が貨幣表から排除されていることは注目され 草案の主張が一貫していることを示している。もし岡田の述べる 申諜書や、後述の通用制限・造幣規則部分の主張とも一致してお

の金貨も、

都て標準を一円金に取ればなり。

他の四

故に通

呼ばれるのは、次のような通用制限が存在したからに過ぎない であった。一円銀を含みながらも、 円銀を排することは厳密な金本位制の採用のためには決定的に重要 円銀は前述したように金本位制においては例外的な貨幣であり、 新貨条例の貨幣体系が金本位制と

円銀ハ、 本人外国人ト通商ノ取引ニ用フルノミニシテ、内地ノ諸税納方等公ナ 外人民ノ望ニ応ジ、一円ノ銀貨ヲ鋳造」することが定められ、 新貨条例内の通用制限では「各開港場貿易便利ノ為メ、当分ノ内中 全ク各開港場輸出入物品、 其他外国人ヨリ納ムル諸税、

> て一円銀の通用範囲を開港場に限定した ル払方ニ用フベカラザルハ勿論、 其他一般ノ通用ヲ得サルベシ」とし

損 はかなりの部分が新貨条例と異なっている例外的な箇所である。やや ている。 長くなるが重要なので全文引用すると次のようになる(□部分は欠 しかし草案では新貨条例とは大幅に異なる興味深い主張が展開 基本的には新貨条例を踏襲している草案において、 通用制限 され

新貨幣通用制限

貨と定め、 本位金貨幣(即二十円十円五円) 各種とも何れの払方にも之を用ひ、 |円||円| の中、 其高に制限あるこ 一円金を以て原

と定めるとは、就中一円金を以て、本位の基本を定め、 用の際に制限を立るを要せす。尤も一円金を以て、本位中の原 本位とハ、 貨幣の主本にして、 他の準拠となるものなり。

となし。

方に十円の高を限るべし。 の如く補助銀貨を一所に□□ 数□補助するの貨品にして、其一種(五十銭にても二拾銭にても 補助の銀貨幣即五十銭二十銭十銭五銭は、都て本位たる金貨の分 種なり其他推て知るべし) 又ハ数種(五拾銭と拾銭拾銭と五銭 □□て)を併せ用ふるとも、 一口の払

て一口の払方に一円の高を限り用ゆべし。 銅貨即二銭一銭半銭一厘も、 銀貨と同じく補助の貨幣たれば、 都

□を以て貨幣の原本とし、 銀山盛なれバ銀貨下る。其時の形状に由て高下し、始終一定不変 金と銀にハ各自の価ありて一定せず、 銀銅を以て補助貨となせる所以の理は 金礦新に発けバ金価下り、

しきを以て、殊更ニ制限の高を少なくせり。とし、制限を設けて其不都合を避しなり。銅の如きは其高低最甚故に今金を以て貨幣之原本とし、銀は唯其分数を補助するの貨幣較の如くならず、大ニ国家の損害を醸せし□□歴実験せし所なり。の変遷に随ひ同一原本の間、互に差違を起し、政府にて定めし比の変事なし。故に貨幣の原本に金銀二様を用ひし国にてハ、時価

通いたし不苦候事。 通いたし不苦候事。 通いたし不苦候事。 通いたし不苦候事。 通いたし不苦候事。 通いたし不苦候事。 一はしこれに越れい、誰にても請取渡を拒之道理あるべし。さ の理に基づきて制定せしものなれば、今取引の節、右の制限に照 の理に基づきて制定せしものなれば、今取引の節、右の制限に照 の理に基づきで制定せしものなれば、今取引の節、右の制限に照

大蔵省

に通用制限を厳しく定め、一時の支払いで使用可能な金額は一円に限別される造幣寮の主張の骨子は以下の通りである。この通用制限を採用している国では、金銀比価の変動が生じると、金の本位貨幣とを採用している国では、金銀比価の変動が生じると、金の本位貨幣とを採用している国では、金銀比価の変動が生じると、金の本位貨幣とを採用している国では、金銀比価の変動が生じると、金の本位貨幣とを採用している国では、金銀比価の変動が生じると、金の本位貨幣とを採用している。値が異なってしまう。政府の公定した金銀比価とお場の金銀比価に差異が生じると、国家に甚大な損害を与えることは前場の金銀比価に差異が生じると、国家に甚大な損害を与えることは前場の金銀比価に差異が生じると、国家に甚大な損害を与えることは前場の金銀比価に差異が生じると、新貨条例に対し草案では一円銀の規定はなく、新貨条例に対し草案では一円銀の規定はなく、新貨条例に対し草案では一円に限

と同時に、金本位制採用志向の理由が金銀銅の比価の変動にあること定している。この部分は金本位制を厳密に志向する草案の意図を示す

を示すという点で重要な意味を持っている。

造幣規則第五条

当の品ならば之を受取るべしに受取置試験熔解の上分析して其品位と価格とを明にし、造幣的品位并価格とも詳細ならざる金或は銀地金并外国金銀貨幣ハ、假

草案内造幣規則第四条

を満足するときは、小片を切取り、試験をして請取事にあるべし。ば請取らざるの権を有す。尤も造幣既に於て其地金或ハ貨幣之質たりとも、品位詳明の地金たりとも、之を試験溶解之上、然られを鋳造すべき事。政府へ対し責任を担当するなれば、外国金貨幣造幣頭には金地金を一度貨幣材ニ受取之後は、必らず其可払う高

且又其他或ハ金貨幣に的当せざる時は之を戻す之権あり。

貨幣不的当ハ 銀混合九百九十位已下

銅混合九百已下

このように条文の精緻化が見られるのである。内容上重視すべきは造二付、適宜ならざる物は之を戻すなり右位の上二出る地金も、雑物ありて剛脆なもの、其他都て貨幣鋳

外国貨幣や品位が明らかな地金に対しても、造幣寮が溶解した上で、造幣寮に受け取らない権利があることを明示的に指摘していることで造幣寮に受け取らない権利があることを明示的に指摘していることでなお造幣規則内には造幣寮の休日について新貨条例は一二月二八日-三〇日となっているが、草案では一二月二九日-三一日となっているが、草案では一二月二九日-三一日となっているが、草案では一二月二九日-三一日となっているが、草案では一二月二九日-三〇日となっているが、草案では一二月二九日-三〇日となっているが、草案では一四番で休日を設定し、草案では新暦で休日を設定していることにあると解釈される。この事実は草案が新暦採用後、ついの原因は新貨条例では旧暦で休日を設定し、草案では新暦で休日を設定し、草案では新暦で休日を設定している。これは申諜書の新貨条例では日となるのは明治八年(一八七六)一〇本お一二月三一日が法令上祝日となるのは明治八年(一八七六)一〇の第九四号布告を待たなければならない。

案の作成が明治七年(一八七四)二月一七日以降であることを示唆した。明治七年(一八七六)四月二〇日に造幣規則は大幅に改正ささらに翌明治八年(一八七六)四月二〇日に造幣規則は大幅に改正ささらに翌明治八年(一八七六)四月二〇日に造幣規則は大幅に改正され、毎年六月一六日から八月一五日まで地金の受取中止と定められ、明治一れ、毎年六月一日から一一月一五日まで地金の受取中止が定められた。

(38) され毎年九月一日から一一月一五日まで地金の受取中止が定められた。

第80年成が明治七年(一八七四)二月一七日以降であることを示唆した。

第91年には造幣規則の改正が布告

四.金本位制への志向とその挫折

因を検討しておこう。 草案は結果的には大蔵省内で封印されることになったが、まずその原本節では草案後の経緯と草案の意義について論じることとしたい。

省内の政治力学が大きく変化した時期である。財政政策に対する不満まず当時の政治史的状況を確認する。明治六年(一八七三)は大蔵

00 1/1 45 HO A AD II. /5144 16

表 5 明治	初期金銀比価推移				
年次	ロンドン相場 (ペンス・平均)	金銀比価			
明治元年	60.5	15.59			
明治2年	60. 4375	15.60			
明治3年	60.5625	15.57			
明治4年	60.5	15.57			
明治5年	60.3125	15.63			
明治6年	59. 25	15.92			
明治7年	58. 3125	16.17			
明治8年	56. 875	16.59			
明治9年	52.75	17.88			
明治10年	54. 8125	17.22			
明治11年	52. 5625	17.94			
明治12年	51.25	18.40			
明治13年	52.25	18.05			
明治14年	51. 9375	18.16			
明治15年	51.9375	18.19			
〔出所〕前排	曷『図録日本の貨幣?	7			

明治六年

が進展させなかった可能性があろう。

の廃止は首肯しがたい建議であったはずであり、

造幣寮の提案は大隈

一円銀

辞表を提出し、同一四日に承認される。井上の辞任を受けて、大隈重や尾去沢銅山事件などによって井上馨は渋澤栄一と共に五月三日頃に 省を辞する あった造幣権頭益田孝は大隈に強く引きとめられたものの同様に大蔵 信は大蔵省事務総裁に任じられ(同九日)た一方、この頃井上派で 同 一 七 ① ③ ③

草案はこのような複雑な政局の中で提出されたのである。 まったのであるから、政局的に実現が困難であったことは推察される。 草案は井上派の益田によるものであり、当の益田自身が辞職してし

議については大隈の判断が仰がれたことが記されており、ここで大隈 あったことが想定されうる。 乱も生じたため、 は征韓論を契機に明治六年政変が発生するなど、政府中枢の政局の混 もう一つ廃案となった理由として大隈重信が草案の改正に慎重で さらに周知のように同年九月には岩倉使節団が帰国し、 幣制改革の余裕が失われた可能性も指摘できる。 前述のように申諜書には一円銀廃止の建 꽢 一〇月に

た一方、

国内の洋銀相場は高止まりしていた(表六)。金銀比価が金

近代幣制の成立』、205頁

のであった。 逆に銀貨の支払いを禁じており、この意味で両者の内容は対照的なも ち結果的には外国人への金貨の支払いを禁じたこととなる。草案では れていた規則を、一円銀を支払うように改正したことにある。すなわ 地金・外国貨幣を納入した外国人には金貨か一円銀を支払うこととさ 幣規則を改正する。その改正の要点は造幣規則第四条において、 事実大隈は同年一二月一九日に出された第四一二号布告によって造

轄業務に関する重要法案の改正が行われていたことが推測できる。 ちなみにこの二日前には郵便規則の改正が行われ、この頃に大蔵省管 国際的な金銀比価が急速に銀安に振れ始めたことがあったと思われる(3) 許可を下した。その後微修正を経て、 政官に改正を「至急」希望し、一二月四日には岩倉具視以下太政官 (表五)。 この造幣規則改正は明治六年(一八七三)一一月三〇日に大隈が太 金本位制から遠ざかる改正の背景には明治六年(一八七三)頃から 当時欧米では金本位制採用の潮流となり、 一二月一九日には布告される。 銀安が進行して

が既に知られている。大隈は貿易銀発行による銀貨の銀含有量の増量

先行研究では大隈が海外での一円銀の流通を強く推進していたこと

に加え、上海に円銀交換所を設立する計画をたて、

海外で積極的に貿

る支払いへの変更は有効であった。大隈が海外での日本貨幣の流通を 易銀の流通を図っていたのである。こうした目的のためにも銀貨によ

(一八七三) 五・六月頃にも目指していたとすれば、

が同意しなければ実現することはなかっただろう。

文 0 - 约/1/约/2017年政作物 (平位は家										は歌刄)			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
明治1年	44.46	44.84	43.94	43.20	38.34	40.62	41.94	45.00	47.82	47.16	49.38	52.26	44.88
明治2年	52.02	54.96	53.52	51.60	53.46	56.40	55.32	57.24	64.74	65.58	64.62	62.94	57.72
明治3年	62.82	61.32	61.38	64.38	63.42	63.18	62.64	61.68	60.02	60.84	60.30	60.42	61.98
明治4年	60.60	60.72	60.18	60.42	60.45	55.32	57.30	55.92	52.86	56.76	60.24	60.38	58.68
明治5年	61.14	62.22	62.74	60.06	58.62	57.96	58.68	60.06	61.68	62.88	63.42	63.96	60.08
明治6年	63.60	62.76	62.40	63.06	63.42	61.80	61.08	61.14	61.50	61.74	61.68	61.62	62.16
明治7年	61.92	61.89	61.92	62.52	62.52	62.82	62.40	62.64	62.34	62.04	62.22	62.22	62.28
明治8年	62.16	62.82	62.82	62.64	62.64	62.16	62.10	60.90	60.84	60.60	60.36	60.54	61.74
明治9年	60.96	61.38	60.12	60.30	59.94	59.76	59.22	57.18	56.88	58.62	58.80	58.86	59.34
明治10年	60.78	62.12	61.56	62.04	60.90	61.44	62.04	63.12	63.18	62.58	62.22	61.80	61.98
=3. a \ pr	La dota a D	Aut Wile dile T	m t.t. —	HH 37 1 1		L# \r LH LI	1) m)	1. 77					

タルニヨリ為メニ、政

金貨ヲ付与スヘキ規則六ノ割合ニ比較シテ、

ントス、乃チ明治六年

ノ損失甚シキニ至ラ

多キニ、

尚ホ金一

銀

引用者註)内外人民

銀地金ヲ輸入スルモ

である。

註1)原史料は「紙幣整理始末」。明記はないが横浜相場と思われる。 〔出所〕山本有造『両から円へ』、ミネルヴァ書房、1994年、201頁

フテ、造幣規則第四条十二月十九日ノ令ヲ請

ヌペキコトトナセリ」 スペキコトトナセリ」 スペキコトトナセリ」 とあるように、改鋳に 学の政府の損失の抑制 を図ったのである。当 時の外国貨幣の持ち込

では、外商が洋銀を持ち込み、造幣寮に金貨ち込み、造幣寮に金貨 受換するだけで、政府は損失を被ること になる。「却テ当時になる。「却テ当時

高銀安に振れた条件下

かったから、

銀貨あるいは銀地金を銀貨に改鋳するという形式を採用

は国際的な銀価下落に伴い金本位制の維持が困難となっていったことの時上の困難の存在に加え、大隈の考え方も一円銀廃止の構想とは整政局上の困難の存在に加え、大隈の考え方も一円銀廃止の構想とは整由が草案の実現を妨げていたと思われる。すなわち益田の辞任などの由が草案の実現を妨げていたと思われる。すなわち益田の辞任などのとができる。

その結果として草案は廃案となり、同明治六年(一八七三)年末に となる政策であったと言えよう。 となる政策であったと言えよう。 となる政策は明治八年(一八七五)二月の貿易銀の鋳造であるが、実計画は挫折することとなった。岡田によれば金銀複本位制採用の端緒となる政策は明治八年(一八七五)二月の貿易銀の鋳本位制採用の端緒に、 (型) となる政策に明治八年(一八七五)二月の貿易銀の鋳造であるが、実 には一年以上前のこの造幣規則改正と一円銀鋳造が再 は一円銀による外国人への支払いが定められ、翌年に一円銀鋳造が再 は一円銀による外国人への支払いが定められ、翌年に一円銀鋳造が再 は一円銀による外国人への支払いが定められ、翌年に一円銀鋳造が再 は一円銀による外国人への支払いが定められ、翌年に一円銀鋳造が再 は一円銀による外国人への支払いが定められ、翌年に一円銀鋳造が再 は一円銀による外国人への支払いが定められ、翌年に一円銀鋳造が再

認められた貨幣は使用額などの制限なく無制限通用とされ、価値基準本位制とは何を本位貨幣とするかによって定義される。本位貨幣とう。最後に以上の実証に理論的考察を加えながら、草案の意義を論じよ

そも一般的に想定されるような兌換性を前提とした「本位制」とは言太政官札などの不換紙幣が大量に存在した明治以降の幣制は、そも

の単位となるのである。

いて、銀貨や銅貨の補助貨幣は理論上問題なく存在しうる。いて、銀貨や銅貨の補助貨幣は理論上問題なく存在しうる。がではない。すなわち「金の自動調節」といった金本位制において当然想起されるメカニズムは本稿の対象となる時代において、それほど然想起されるメカニズムは本稿の対象となる時代において、それほど然想起されるメカニズムは本稿の対象となる時代において、それほどが想起されるメカニズムは本稿の対象となる時代において、それほどが想起されるメカニズムは本稿の対象となる時代において、の必要条件ではない。地金の貨幣と不堪紙幣が混在して大量に流通する状況にあっい難い。地金の貨幣と不堪紙幣が混在して大量に流通する状況にあっいて、銀貨や銅貨の補助貨幣は理論上問題なく存在しうる。

たとされている。

な銀複本位制は金貨・銀貨を共に本位貨幣として無制限に流通させたとされている。

な観複本位制は全貨・銀貨を共に本位貨幣として無制限に流通させたとされている。

本位制では銀貨を補助貨幣として包含せざるを得なかった。 本位制・銀本位制・金銀複本位制を選択する余地があったが、この金然問題が生じる。従って金貨・銀貨の流通を認めることを前提に、金貨という大量の流動性を失うことを意味するから、貨幣流通量には当貨という大量の流動性を失うことを意味するから、貨幣流通量には当とは不可能であった。実際に流通している金貨あるいは銀貨の流通を とは不可能であった。実際に流通している金貨あるいは銀貨の流通を

貨であり、これに比べ新貨条例下では造幣寮の鋳造する一円金が基軸要があった。対外関係は旧幕時代には幕府が鋳造する一分銀が基軸通特に対外的には紙幣はほとんど利用されず、本位貨幣で対応する必

に近かったのである。
(43)
同様に使用することができ、対外的には金銀複本位制を採用しているいうのが特徴であった。従って諸外国は一円銀をほとんど本位貨幣と用額を制限するものであるが、一円銀の場合は流通範囲を制限したというのが特徴であった。従って諸外国は一円銀を採用すれば、不足していたという指摘通貨へと変更されたが、対外貨幣の流通量が不足していたという指摘

うことができるだろう。制を採用しようとしていたのが、新貨条例下の金本位制であったと言られ、結果的に対外的には金銀複本位制でありながら、国内は金本位られ、結果的に対外的には金銀複本位制でありながら、国内は金本位 周知のように居留地貿易は外国人を居留地内に留める強力な非関税

うした改鋳の過程で国家に損害を与えると草案では指摘されているの 銀の比価を公定しなければならない。そうでなければ両者を共に価値 必要な既存貨幣の改鋳や既存貨幣の価格の変更には大きな困難が伴う である。 幣寮では相対的に高価な貨幣を鋳造して支払わなければならない。 論上は当然相対的に安価な貨幣や地金が持ち込まれることになり、 の基準とすることができないからである。金銀比価が変動すれば、 こうした問題を完全に解決することはできない。 弋 る国家の損害が挙げられていた。金銀複本位制はその制度上、必ず金 草案では金銀複本位制の問題点として、金銀比価の変化とそれによ 政府の政策と市場価格との間には必ずタイムラグが生じるため、 仮に市場価格に合わせて金銀比価を改訂しても、 そのために 造 理

改鋳に伴う損失を抑えようとした。実際、明治五年(一八七二)六月こうした問題に対し、造幣寮は厳格な金本位制を採用することで、

断され、厳格な金本位制の採用に近づいていたのである 頃から明治六年(一八七三)まで約一年半は実際に一円銀の鋳造は中

されたのである。 高価な金貨を支払うという、貨幣改鋳過程における政府の損失が抑制 再開された。こうすることで、外商の安価な銀の持ち込みに対して、 外国人への支払い貨幣が一円銀に改められ、翌年から一円銀の鋳造も 遽造幣規則を改正することによって、挫折することになった。ここで 本位制の特徴とその背景となった貨幣思想を伝える貴重な史料である。 目指され、大蔵省内でも検討されていたのである。草案はこうした金 価されてきたのであるが、実際には厳密な金本位制採用が造幣寮では 当該期の金本位制は、先行研究では金銀複本位制に近い金本位制と評 ていることから見て、決して机上の空論ではなかったと推察される。 の可能性を検討している点、そして現実に一円銀の鋳造停止が行われ くなかったことや、造幣寮を代表する意見である点、大蔵省内で実現 厳格な金本位制の採用は明治六年(一八七三)の年末に、大隈が急 草案が実際にどの程度の影響力を持ったか実証することは容易では 本位制の決定過程において造幣寮のキンドルの影響力が小さ

としたのである。 度調査会の必ずしも経済面からは妥当とは言えない政治的判断を必要 制を採用するためには日清戦争の賠償金という膨大な原資と、 て銀本位制へと推移していくことになる。結局日本が本格的な金本位 の急激な進行の中で日本の本位制は金本位制から金銀複本位制、 ない限り、こうした変化を抑制することは難しい。結果的にも、 造の損失が拡大したことがあったと考えられる。余程の政策的配慮が この背景には金銀比価の急速な変化、すなわち、銀安に伴う金貨鋳 貨幣制

特質とその挫折を分析してきた 以上、 本稿では草案の分析を通じて、新貨条例における金本位制

例の改正案であったのである。 幣寮が明治六年(一八七三)五月頃に作成し大蔵省に提出した新貨条 見出すことによって、その史料の位置が特定された。端的にいえば造 草案については本稿で内容・性格の両面を検討し、 また関連史料を

によって現実味を失っていった。このような明治初期金本位制挫折の 画期を本稿では見出したのである。 もあったが、明治六年(一八七三)末までには、金銀比価の変動など うした構想は金銀比価が銀安にならなければ実現されていった可能性 う点で、極めて興味深いものであった。通説では見逃されていた厳密 な金本位制志向の構想が草案の分析を通じて発見されたのである。こ この草案はこの頃の金本位制に対する見解を知ることができるとい

たい。 境やその海外流出、また新貨条例前後の本位制の変遷について十分に 分析を加える余裕がなかったので、今後別稿で分析を加えることとし 本稿では本位制と密接に関連するとみられる正貨を取り巻く国際環

註

- 1 日本銀行調査局編、 東洋経済新報社、一八七三年、一七九頁。
- $\widehat{2}$ 前掲 『図録日本の貨幣七 近代幣制の成立』、二〇一-二〇三

頁

- 3 岡田俊平 五三頁。 『明治前期の正貨政策』、東洋経済新報社、一九五八
- 4 第六章参照 岡田俊平 『明治期通貨論争史研究』、千倉書房、一九七五年、
- 5 (一八七三) 以降は新暦に基づく 本稿の年代表記は明治五年(一八七二)以前は旧暦、 明治六年
- 6 丹羽邦男 『地租改正の起源』、一九九五年、 第一章。
- 7 史料館所蔵)。 八〇〇、続通信全覧・類輯之部・貨財門・一〇九〇、外務省外交 「長崎ニ於テ銅銭鋳造一件」(JACAR:B一三○九○六五六
- 8 詳細な経緯については大蔵省造幣局編『造幣局百年史 一九七四年、 九-一四頁を参照されたい。 史料
- 9 頁。 前掲 『図録日本の貨幣七 近代幣制の成立』、一六八-一七二
- 10 〇年、 内閣記録局編 一〇五頁。 『法規分類大全』、第一編第五編貨幣一、一八九
- (11) 『貨政考要 上』(大蔵省編 三巻、明治文献資料刊行会、一九六四年に所収)、六一頁。 『明治前期財政経済史料集成』、 第
- 12 『貨政考要 上』、六四-六五頁。
- $\widehat{13}$ のことを「貿易銀」と記すこととする。 銀」全てを含むが、 はこの表現を用いない。理由は明治八年(一八七五)から明治 「貿易銀」と呼ばれるからである。広義の 年(一八七八)まで鋳造された銀含有量を増した銀貨が狭義の なお「一円銀」は「貿易銀」と呼ばれる場合もあるが、 本稿では煩雑になるため、 「貿易銀 狭義の「貿易銀」 は 二 円 本稿で

- 14 述は簡略な解題であり、 係史料-るとは言い難い。 岡田俊平「『大隈文書』解題(七)— ―」『早稲田大学史紀要』、一一巻、六一頁。ただし本記 岡田によって草案が十分に分析されてい -明治期貨幣制度改革関
- <u>15</u> 草案の写し間違いである可能性が高いだろう。以下では表記のゆ 天下一般ノ」(新貨条例)、「大坂」(草案)と「大阪」(新貨条例)。 は以下などの表記のゆれが確認できる。「異にして」(草案)と カタカナに変わり、送り仮名にも修正が見られる。文面について れについては、詳細に論じると煩雑になるため扱わず、内容的な 変化に注目する。 「異ニテ」(新貨条例)、「実ニ天下一般の」(草案) と「実ニコレ 例えば草案と新貨条例の前文を比べると、全体がひらがなから
- 16 前掲『法規分類大全』、一一二-一一五頁。
- 17 『法令全書 明治六年』、五八七-六四四頁
- 18 『法令全書 明治五年』、七三一-七五二頁
- 19 『法令全書 明治八年』、一二九-一四九頁
- 20 大蔵省伺 (一) 「新貨条例改版伺」、『公文録』、第百八十六巻・明治八年四月・
- 21 大隈文書B〇〇三〇・〇〇〇二。
- $\widehat{22}$ 前掲『法規分類大全』、一三九頁。
- $\widehat{23}$ かし内容は事実と整合性があり、 造幣に詳しい人物が作成した可能性が高い。 に記されたこの史料は、差出・宛所・作成年代が不明である。 「貨幣鋳造ニ関スル建議書」、大隈文書A一七四八。大蔵省罫紙 なお内容から推察すると、 明治八年 信頼に足る史料であると考えて (一八七五)後半頃に

- 第一四巻、明治文献資料刊行会、一九六四年に所収)、六六-六(2)『貨政考要 法令編』(大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』、
- 十月・大蔵省同(二)。(25) 「貨幣量目増之儀伺」『公文録』・明治五年・第三十二巻・壬申
- (26) 『法令全書 明治八年』、六五-六六頁。
- 頁。(27) 前掲『図録日本の貨幣七 近代幣制の成立』、一九三-一九六
- ることを求めていたのであろう。 る。造幣寮内には外国人が多かったため、クリスマスも祝日とす(28) なお草案のみ一二月二五日が祝日とされているのも特徴的であ
- れていたと推定される。 定の変更であり、実際の運用上では既に一二月三一日は祝日とさにの変更であり、実際の運用上では既に一二月三一日は祝日とさ(29) 前掲『貨政考要 法令編』、九四頁。ただしこれは法令上の規
- の必要に応じて行われたものであったと思われる。 金受入中止は予定されていたものではなく、機械破損などの当座(30) 前掲『貨政考要 法令編』、七一-七二頁。なおこれ以前の地
- (31) 前掲『貨政考要 法令編』、九二-九四頁。
- (32) 前掲『貨政考要 法令編』、一二三-一二五頁。
- 内外書籍、一九三三年、五三九-五七○頁を参照。(33) この経緯については井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』、
- うにみえる。 初対面であった可能性があり、二人の仲は決して悪くなかったよ一六一頁。この前後の記述を見る限りでは、大隈と益田はこれが(3) 長井実『自叙益田孝翁傳』、一九三九年、一五五-一五六及び

げる。

- (35) 前掲岡田『明治前期の正貨政策』、特に第七章。
- (36) 『法令全書 明治六年』、六四四頁。
- 行われたことをうかがわせる。 国際的な銀価の下落や洋銀相場の高騰という外生的要因によって(37) この文言はこの改正が当初から計画されていたものではなく、
- 六年十二月・大蔵省伺(五)。大隈文書A一七三八も参照。(38)「新貨条例改正伺」『公文録』、明治六年・第百五十四巻・明治
- (4) 前掲「貨幣鋳造ニ関スル建議書」。
- 再開したとされている。(41) 前掲「貨幣鋳造ニ関スル建議書」では、三月二〇日以降発行を
- (42) 前揭岡田『明治期通貨論争史研究』、一一二-一一三頁。
- 年・第百十巻・明治七年六月・大蔵省伺(一)。(4) 「貿易銀貨量目増再上甲并模様替等ノ儀伺」『公文録』、明治七
- 員・鈴木淳)での発表を元にしている。参加者各位にお礼申し上[附記]本稿は平成二五年度夏学期「明治期社会経済史演習」(担当教を読む――」『三田商学研究』、第四八卷五号、二〇〇五年。(4) 杉山伸也「明治日本の貿易環境 ――「貨幣制度調査会報告」